

介護保険の要介護・要支援認定を受けている人が 住宅改修を行うとき、住宅改修費が支給されます

工事着工前に申請が必要です！

工事費用はいったん全額支払っていただき、保険給付の対象となる金額が後日支給されます

◎対象となる人は

四日市市にお住まいの人で、要介護・要支援認定を受けている人

◎対象となる工事は

対象となる工事は以下のとおりです。

①手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒予防もしくは移動または移乗動作を助けることを目的として設置する手すりの取付け工事。

ただし、工事を伴わない手すりは福祉用具レンタルにあたるため、対象外です。

②床段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の床の段差および、玄関から道路までの通路などの段差解消工事。

ただし、福祉用具レンタルのスロープや、福祉用具購入の浴室内すのこなどは対象外です。また、昇降機、リフトなど動力機器の設置工事も対象外です。

③滑りの防止や移動の円滑化のための床材の変更

居室内の畳を板張りやビニール系床材等へ変更、浴室内の滑り防止のための床材変更、通路面の舗装材の変更などの工事。

④引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸・折り戸・アコーディオンカーテンなどへ変更する扉全体の取替え、扉の撤去、握って回すドアノブからレバー式ドアノブへの変更、戸車の設置などの工事。

⑤洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替え（暖房や洗浄機能付き便座含む）などの工事。

ただし、すでに洋式便器である場合、暖房や洗浄機能付き便座へ変更するための工事や、水洗化するための工事は対象外です。

⑥上記①～⑤の工事に付帯して必要となる住宅改修

手すり取付けのための壁の下地補強、スロープ設置に伴う転落、脱輪防止柵など。

◎支給される金額は

要介護度にかかわらず、対象工事費用の9割～7割です。（利用者負担割合による）

ただし、対象となる工事費用は20万円が限度ですので、支給の上限額は利用者負担割合が1割負担の方は18万円、2割負担の方は16万円、3割負担の方は14万円です。

20万円を超えた工事費用は全額自己負担になります。



利用手続きのながれは裏面へ…



利用手続きのながれ

①事前の検討

担当のケアマネジャーまたは居宅介護支援事業者などへ改修の意向を伝え、複数の工事業者から見積書をとるなど、適切な介護保険利用のため、十分検討する。



②工事着工前に、市へ事前確認申請をする

工事着工前にケアマネジャー等を通じ、必要書類（※1）を市へ提出し、改修申請をする。

③市は、改修内容の事前審査・通知を行う

市は、申請された改修内容が保険給付の対象となるか審査し、事前確認通知書を送付する。

改修工事の着工は、市から『事前確認通知書』が届いてから！

④工事着工

市から事前確認通知書が届いたら、支給対象となることを確認し、工事業者へ着工依頼。
（改修工事前後の写真の撮影を依頼してください）



⑤工事完了・工事業者へ改修費用の支払い

工事が終わったら、工事業者へ工事費用をいったん全額支払う。

⑥市へ支給申請をする

工事完了、工事業者へ費用を支払い後、必要書類（※2）を市へ提出し、支給申請をする。

※1 工事着工前、改修申請時に必要な書類

- ・介護保険居宅介護住宅改修費等支給（変更）申請書
- ・住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成）
- ・見積書（工事業者が作成）
- ・改修箇所を記した平面図（工事業者等が作成）
- ・住宅所有者の承諾書（改修を行う住宅の所有者が申請者でない場合必要）
- ・その他、市長が必要と認める書類

申請書類の提出は
・工事着工前
・工事着工後
2回に分かれます。



※2 工事完了後、支給申請時に必要な書類

- ・請求書（市へ住宅改修費用を請求する用紙）
- ・住宅改修工事完了届
- ・領収書（工事業者が作成）
- ・完成後の状態を確認できる書類（改修工事前、改修工事後の写真）

ご注意ください！

- ◆事前確認申請後、市からの事前確認通知書を確認し、工事着工してください。
事前確認通知前の工事は支給対象になりません。
- ◆和式便器から洋式便器に取替え時の水洗化工事など、住宅改修費支給の対象とならない工事が含まれる場合があります。対象工事の費用がわかるよう、**工事ごとに材料費・工賃を記載した見積書の提出をお願いします。**なお、**対象外の工事は全額自己負担**となります。
- ◆**工事着工前の支給申請書、工事着工後の住宅改修工事完了届及び請求書は同じ印鑑を押印してください。**
- ◆口座は被保険者**本人名義**でお届けください。



住宅改修費の支給も介護保険給付のひとつです。身体の状態にあわせて、適正な改修をしましょう。



お問い合わせ先

四日市市 介護保険課 管理・保険料係
TEL/059-354-8190
FAX/059-354-8280